（財産の処分）

第六十七条　第八条第二項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによる。

2　前項の場合においては、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の協議については、各設立団体の長は、それぞれ設立団体の議会の議決を経なければならない。

4　第一項の規定による財産の処分については、前項の規定による設立団体の議会の議決があったことをもって第四十二条の二第五項又は第四十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があったものとみなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもって第四十二条の二第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。

第六十八条第一項中「この章において」を削る。

第七十一条第二項中「第十四条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第七項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同条第八項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　公立大学法人の監事の任命については、第十四条第三項の規定は、適用しない。

第七十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　公立大学法人の監事の任期は、第十五条第二項の規定にかかわらず、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十六条を次のように改める。

（準用）

第七十六条　第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第五項	前項	第七十一条第五項
	副理事長及び理事	学長を別に任命する大学（同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下この章において同じ。）の学長
第十五条第三項及び第十六条第一項	役員	学長を別に任命する大学の学長
第十七条第一項及び第二項	設立団体の長又は理事長は、それぞれ	理事長は、
	役員	学長を別に任命する大学の学長
第十七条第三項	設立団体の長又は理事長は、それぞれ	理事長は、
	役員（監事を除く。）	学長を別に任命する大学の学長
	その役員	その学長を別に任命する大学の学長
第十七条第四項	前二項	前二項及び第七十五条
	副理事長又は理事	学長を別に任命する大学の学長

第七十八条第一項中「とあり、及び」を「とあるのは「六年間」と、」に、「とあるのは、「六年間」を「で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」に改め、同条第四項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二　公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2　公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3　第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6　設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7　第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

第七十九条中「第三十条第一項の」を「前条第一項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する」に改める。

第七十九条の二を次のように改める。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二　設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。